

2009年9月議会一般質問の通告要旨 2009.9.29 午前 11 時過ぎからの予定

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項目	質問の要旨			答弁を 求める者
1．水道事業の公 金詐欺事件等につ いて	設計書の偽造と物品を要求し受理していたとする件について「事件にならないだろう」と判断された根拠について 市長は、議会が設置した、職員不祥事に関する調査特別委員会（以下、特別委員会とする）で、職員が設計書を偽造し、物品を要求し受理していたとする件について、4月28日に本人がその事実を認めたとき、「ほんとうにやっとなかなあ」とそれは事件にならないだろうという感覚のなかでの話だった」「市も被害を受けていないというなかでのやりとりで、そうじゃあないかという話をしたように覚えています」と答弁されているが、その時点で、何を根拠に事件にならないだろうと、また、市も被害を受けていないと判断されたのか。 設計書の偽造と物品を要求し受理していたとする行為は違法行為であり、市も深刻な被害を受けることになると考えなかったのか 地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、これに専念しなければならない」とし、同法第33条では、「職員は、その職の信用を傷つけ、			水道事業 管理者 （市長）

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
	職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と定めているが、4月28日に本人が事実を認めた設計書の偽造と物品を要求し受理していたとする行為は、明らかに、これに反する違法行為であり、市長は、その時点で、市の信用を著しく傷つけ、市に深刻な被害を与える重大な事件だと考えなかったのか。 市長は、何故、この問題を早く調査し、もっと早く議会に報告されなかったのか 市長は、設計書の偽造の件に関し、「3月には、おおむねの事実経過を把握していた」としておられるが、何故、もっと早く、本人に確認し、早く議会に報告されなかったのか。市長選挙が迫っていたため、自分に不利になると考え、あえて、引き延ばされたのではないか。 今回の詐欺事件等は、「個人的な事案」なのか 市長は、特別委員会で、議会が特別委員会を設置したことについて、「個人的な事案に対し、いかななものかなあという考えをもっております」と答弁されているが、市の公金が詐欺にあった等の重大な問題であり、議会が特別委員会			

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目		質 問 の 要 旨		答弁を 求める者
		を設置し、詐欺事件等が生じた背景や業務の適正な執行、人事管理の状況などを調査し、再発防止に向けとりくむことは当然のことであり、決して個人的な事案ではないと考えるかどうか。 水道事業管理者の職は、「俗に言う市長のあて職のようなもの」なのか 市長は、特別委員会で、「水道事業管理者になっているのは、俗に言うあて職のようなもので」「私も技術者ではありませんし、よく確認せず印を押していると言われても仕方ありません」と答弁されているが、地方公営企業法は、第7条の2で、水道事業の「管理者は、地方公営企業（すなわち、水道事業のこと）の経営に関し識見を有する者のうちから任命する」とし、同法第8条で、「管理者を置かない市は、管理者の権限は市長がおこなう」としており、俗に言うあて職のようなものではなく、法が定めた、市長の本来の職務であり、水道事業の管理者として、それについての「識見を有する者」になっていなければならなかったものだと考えるかどうか。 副市長に、水道事業の業務指揮者としての		

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目		質 問 の 要 旨		答弁を 求める者
		権限が与えられているのか 市長は、特別委員会で、「水道事業の実質的な事務執行上は、副市長を業務指揮者として補助させている」と答弁されているが、地方公営企業法第 15 条は、「管理者の権限の執行を補助する企業職員（すなわち水道事業の職員）は、管理者が任免する」としており、同法第 14 条に基づく、水道事業の設置に関する条例第 4 条で、「水道事業管理者の権限に属する事務を処理させるため水道課を置く」とし、同法第 10 条に基づく、水道事業管理規程第 3 条で、「課長は、課の事務を処理し、職員を指揮監督する」とし、同規程第 7 条で、「課長は、管理者が不在のとき、その事務を代決することができる」としており、水道事業管理者に次ぐ責任者は、水道課長であり、水道事業の職員に任命されてもいない副市長には、水道事業の業務指揮者としての権限は、法的にも、条例上も、全くないことになっているかどうか。 今回の公金詐欺事件等に加担した企業名を公表し、新たな工事は発注すべきではないのではないか 今回の公金詐欺事件等について、職員がすで		

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
	に逮捕され、一部起訴されているにもかかわらず、それに加担した企業名をいまだに公表しないのはなぜか。市長の責任で直ちに公表すべきではないか。そして、これに加担したことがすでに明らかな、(株)山産備北営業所等には、その会社でなければならないメンテナンスを除き、今後一切、新たな入札等への参加を停止し、工事を発注すべきではないと考えるがどうか。なお、現在どのように対応しておられるのか。 管財課の併任職員は、誰の監督を受けて工事の検査にあたることになるのか 市長は、今回の公金詐欺事件等を教訓に、今後の水道事業の工事の発注、工事の中間検査、完成検査を、水道事業の職員として併任させる市長部局の管財課の職員でおこなうとしておられるが、管財課の併任職員は、誰の監督を受けて工事の検査に従事することになるのか。 水道技術管理者の資格をもたない管財課の併任職員では工事の検査はできないのではないのか 水道法第 19 条は、「水道事業に水道技術管理者を 1 人置く」とし、水道技術管理者が「水道			

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目		質 問 の 要 旨		答弁を 求める者
		施設が、水道法の定める基準に適合しているかどうかの検査をおこなう」とし、「それに従事する職員を監督しなければならない」ことを定めている。また、水道法第 13 条は、「水道事業者は配水施設以外の水道施設を増設し改造した場合において、その増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届出、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査、施設検査をおこなわなければならない」としており、その検査は、水道技術管理者の職務として、水道法第 19 条で定められている。したがって、水道技術管理者の資格をもたない、水道課長や管財課の併任職員では、水道法の定める、工事の中間検査も完成検査も、一切できないのではないか。 東城川西浄水場の工事内容の具体的な問題点を議員全員協議会に何故報告しなかったのか 市長は、今回の公金詐欺事件について、7 月 16 日に開催した、議員全員協議会で、工事の具体的状況について一切報告しなかったが、翌日、翌々日の各新聞で、「東城の川西浄水場送水ポンプの作動状況を確認する遠隔監視装置の、制御盤の内部には装置も何も入っておらず、配線も接続されていなかった」(山陽新聞 7 月 17 日)		

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
2．東城まちなか 拠点施設の凍結、 再検討について	と報道され、新聞で、そのことを、初めて知られることとなったが、そのような重要なことを議員全員協議会で何故報告しなかったのか。			市長
	川西浄水場の工事の完成検査は、誰が責任者で、誰と誰でおこなったのか、何故不正に気づかなかったのか、どこまで解明しているのか			
	東城川西浄水場の前記の完成検査について、当時の水道局長は、「専門知識がなかったため、現場を信頼して説明をうのみにしていた（中国新聞7月 17 日）と話しているようだが、誰が責任者で、誰と誰で完成検査をおこなったのか。前記のような未完成工事の不正に何故気づかなかったのか。また、水道技術管理者は、検査に立ち合わせなかったのか。当時の水道局長等に事実関係を確認し、どこまで解明しているのか。			
	市長が、一方的に三楽荘の購入を決めたことに大きな問題があるのではないかと			
	東城まちなか拠点施設（延床面積 300 m ² 、総事業費 9,400 万円）の建設予定地と三楽荘は、道路をはさんだ近い場所にあり、両方の建設事業をやるのは、財政難のもと、不要、不急の投資になる。			

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
	したがって、新たに三楽荘の取得、修繕（延床面積 1,000 m²、当面の事業費の概算 1 億 3,600 万円）を考えたのであれば、それを決める前に、議会や東城の市民会議に十分協議し、検討すべきだったと考える。にもかかわらず、市長が、一方的に三楽荘の購入を決めたことに大きな問題があるのではないか。 東城の市民会議は、両方の建設事業を求めているが、今後、どのように対応するのか そうしたなか、多くの市民も、議会の多数も、三楽荘の取得を一方的に決めた市長が、イニシアチブを発揮し、まちなか拠点施設の建設を含め再検討するよう、つよく求めてきた。 そうした経過をふまえ、市長は、8 月の臨時議会で、「東城の市民会議に、今一度検討していただく」と答弁されたが、市民会議では、「両方の建設事業をすすめることを確認した」と報道されている。 これに対し、市長は、今後どのように対応しようと考えておられるのか。 三楽荘にまちなか拠点施設の機能をあわせもたせるべきではないか			

順位	3	質問者	藤木 邦明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
3 .生活道の改良、 舗装と市道への認 定について	三楽荘を市長が一方的に先行取得した今日に至っては、東城の市民会議と時間をかけて、よく協議し、まちなか拠点施設の3倍の延床面積をもつ三楽荘に、まちなか拠点施設の機能をあわせもたせ、まちなか拠点施設の建設予定地660 m²は、三楽荘等まちなかに来られる方の駐車場として活用することが最も望ましいのではないか。 市民にとって唯一の生活道は、全て市道として認定し、年次計画をたて改良、舗装すべきではないか。また、それが実現するまでは、生活道の改良、舗装の助成割合を90％程度に引き上げられるべきではないか。			